平成２５年（フ）第８０号
神戸市東灘区青木４丁目２番20―301号
債務者　大河　　忍
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０８号
神戸市中央区下山手通７丁目17番２―211号
債務者　紺屋こと　馬場崎　勲
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９４号
鳥取県米子市上福原６丁目10番55号
債務者　足立　裕子
1　決定年月日時　平成25年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第２１号
広島県三原市本郷南６丁目18番35号
債務者　三浦小由里
1　決定年月日時　平成25年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第１号
山口県長門市西深川2666番地５
債務者　俵　陽一郎
1　決定年月日時　平成25年３月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第４２６号
愛媛県伊予郡松前町大字北川原1273番地
債務者　三木　辰也
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７号
福岡県八女市馬場926番地１　県営住宅花宗橋団地80404号
債務者　隈部　勝広
1　決定年月日時　平成25年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第４７号
宮崎市大字鏡洲747番地16　ファーストハウス２階
債務者　平尾　和浩
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２９号
盛岡市西青山１丁目12番20号　ヨ号、旧住所岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字向新田114番地１
債務者　西村　　瞳（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２４０号
長野県松本市大字笹賀7461番地１　斉藤貸家東棟―東号、前住所長野県松本市大字笹賀5087番地23　県営住宅Ｂ６―11
債務者　竹内　美紀
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１０号
長野県松本市野溝西１丁目９番11号
債務者　髙橋　敎保
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１２号
長野県松本市安曇4034番地１
債務者　藤原こずえ
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１９１号
山口県下関市長府日の出町５番19号　サンライフ日の出Ａ―101号
債務者　髙橋　　誠
1　決定年月日時　平成25年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第２３号
青森市西滝１丁目14番15号　ハイツセレネ101号
債務者　杉山　　司
1　決定年月日時　平成25年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３５７号
名古屋市中川区野田１丁目487番地　アーバンドエル高畑公園401号
債務者　新谷　光一
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６４９０号
大阪市阿倍野区王子町４丁目１番102―310号
債務者　髙野　徳彦
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９７１号
大阪市西区新町１―25―６―502、住民票上の住所大阪府豊中市上野坂２丁目21番３―202号
債務者　山脇　啓美（旧姓西﨑）
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部